

介護保険 認定申請からサービス利用までの流れ

まずは、家族・主治医とよく話し合しましょう。

認定の申請《役場窓口へ》

意見書用紙を主治医へ
訪問調査の日時調整

意見書作成【主治医】
訪問調査【粕屋支部】

認定審査会【粕屋支部】

認定

●必要なもの●

- ・介護保険被保険者証
- ・有効な健康保険証
- ・主治医の氏名(フルネーム)
- ・マイナンバー関係書類

一ヶ月程かかります。

認定結果通知が郵送されます

非該当
(自立)

要支援1
要支援2

要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

宇美町地域包括支援センターへ
結果を電話する

通知に同封された一覧を参考に、
事業所に電話する

介護予防事業
等のご案内

- ・担当ケアマネジャーを決める
- ・ケアプランを一緒に作る
- ・サービス等の利用がはじまる

※ 介護サービスの利用者負担は、原則1割です。一定以上の所得のある方は、2割または3割になります。

※ 1年以上の滞納があると、給付制限を受けることがあります。

※ 要介護度には有効期間があります。更新をするためには申請が必要です。更新申請は、有効期間終了日の60日前から受け付けます。流れは新規の申請と同じです。

宇美町役場健康課 介護・高齢者支援係 092-934-2243
宇美町地域包括支援センター 092-934-2249
福岡県介護保険広域連合 粕屋支部 092-652-3111